

告示

埼玉県告示第五百十号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、及び同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ高三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成三十年五月一日

埼玉県知事 上田清司

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
県道	深谷東松山線	熊谷市拾六間字女堀九五〇番三地先から 熊谷市三ヶ尻字社前三〇五番地先まで
県道	熊谷児玉線	深谷市長在家子ノ神二七五番一地先から 熊谷市拾六間字女堀九五二番一地先まで
県道	狭山ふじみ野線	川越市下赤坂一九六〇番三地先から ふじみ野市緑ヶ丘一丁目一八八四番一地先まで
県道	日高狭山線	狭山市大字根岸から 日高市大字馬引沢字北ノ原七三番一地先まで
県道	青山熊谷線	熊谷市屈戸字南耕地一八五番一地先から 熊谷市佐谷田字北砂原二〇一〇番一地先まで

二 指定する期日

平成三十年五月一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さ高三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

イ 走行位置の指定

上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるため、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

ロ 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法○・二三メートル以上、縦寸法○・一二メートル以上（又は横寸法○・一二メートル以上、縦寸法○・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

ハ 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。